

奈良県県民センター管理運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十三号

奈良県県民センター管理運営規則を廃止する規則

奈良県県民センター管理運営規則（昭和四十六年八月奈良県規則第二十八号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。